

青森県報

号外第二十七号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目次

規 則

- 青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(並行在来線 対策室) ……一
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……三

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第四条関係)

- 一 当該年度に要した額に基づき算定する経費

区分	工 事 種 別 等	金 額
保線 関係	並まくら木交換 分岐まくら木交換 橋まくら木交換 PC修繕 踏切仮撤去復旧 踏切修繕 伸縮継ぎ目前後の溶接 PCまくら木交換 レール遊間整正 ロングレール設定替え 除草 踏切改良 道床安定剤散布 除雪 凍上作業	当該工事種別等ことの当該年度に要した額に百分の七十を乗じて得た額 当該工事種別等ことの当該年度に要した額に百分の五十を乗じて得た額 当該年度に要した額
土木 関係	橋りょう修繕(ペイントによる塗装に限る。) 盛土及び切取り修繕 災害要注箇所 ^の の除草等 土留壁修繕 土留壁修繕 排水設備修繕 ご線橋修繕 トンネル防水修繕 下水修繕 乗降場設備修繕 鉄道林保守 土木構造物検査 除雪 土留壁改良 排水設備改良 水位計等改良 落石及び雪崩止めさく等修繕 設備建物修繕(維持及び管理に係るものに限る。) 線路諸標及び車止め修繕	当該年度に要した額

関係 保線 関係	区分 工 事 種 別 等	金 額	線路巡回検査 軌道検測車運行 レール探傷車運行 建築限界測定車運行 軌道中心間隔測定車運行 施設設備システム運用 資材管理システム運用 線路災害警備等 線路災害復旧費（災害保険料及び応急復旧費を含む。）	当該年度に要した額
			電気 設備 吊架線修繕 ポイントヒーター修繕 変電所信号その他の電力料金 電車線路付属設備修繕 照明設備修繕 一般用電力料金 電気転てつ機及びレールボンド修繕 信号保安設備修繕 踏切保安装置修繕 コンクリート柱等取替え 駅照明電力料金 配電盤及び配電線路修繕（小変圧器及び中変圧器を含む。） 信号保安装置修繕 踏切保安設備修繕 通信設備修繕 電気設備検修（電力設備に限る。） 電気設備検修（信通設備に限る。） 指令システム修繕	当該年度に要した額

二 当該年度における減価償却費に相当する額に基づき算定する経費

関係 土木 関係	橋りょうポイント塗装（耐候化及び延命化に係るものに限る。） 盛土及び切り改良 法面の改良及び新設 災害検知装置等の取替え、改良及び新設 二線橋の取替え及び改良 トンネルの改修及び新設 下水の改良及び新設 乗降場設備改良 鉄道林の改良及び新設 土木構造物検査機器の取替え、改良及び購入 除雪関係設備及び機器の取替え、改良、購入及び新設 土留壁新設 排水設備新設 水位計等新設 落石及び雪崩止めさく等の改良及び新設 設備建物の改良及び新設（維持及び管理に係るものに限る。） 線路諸標及び車止めの取替え、改良及び新設	当該年度における減価償却費に相当する額

通信設備の取替え、改良及び新設
指令システムの取替え、改良及び新設

別表第二（第四条関係）

一 当該年度に要した額に基づき算定する経費

区分	工 事 種 別 等	金 額
保線 関係	ロングレール交換（ロングレール化を含む。） 定尺レール交換 損傷レール交換 分岐器全交換（分岐器弾性化を含む。） 接着絶縁レール及び伸縮継ぎ目交換 分岐器部分交換 道床交換 道床補充 マルチプルタイタンパーによる軌道整備 バラストレギュレーターによる軌道整備 支障箇所突き固め 総突き固め 締結装置補修 スイッチマルチプルタイタンパー突き固め	当該年度に要した額
土木 関係	並まくら木交換 分岐まくら木交換 橋まくら木交換 PC修繕 踏切仮撤去復旧 踏切修繕 砕石の工事前臨時列車運行 レールの工事前臨時列車運行 橋りょう修繕（ペイントによる塗装を除く。）	当該年度に要した額 当該年度に要した額 当該年度に要した額 当該年度に要した額に百分の五十を乗じて得た額
電気 設備	変電設備修繕	当該年度に要した額

二 当該年度における減価償却費に相当する額に基づき算定する経費

区分	工 事 種 別 等	金 額
保線 関係	レールの交換（種別変更に限る。）及び新設 分岐器の改良及び新設 レール付属品の取替え、改良及び新設 道床及び路盤の改良及び新設 保線用機械器具の取替え、改良及び購入 保守基地設備の改良及び新設	当該年度における減価償却費に相当する額
土木 関係	橋りょう架け替え 変電所設備取替え	当該年度における減価償却費に相当する額
電気 設備		当該年度における減価償却費に相当する額

別表第三（第四条関係）

一 当該年度に要した額に基づき算定する経費

区分	工 事 種 別 等	金 額
電気 設備	トロッピー線張替え トロッピー線修繕	当該年度に要した額

二 当該年度における減価償却費に相当する額に基づき算定する経費

区分	工 事 種 別 等	金 額
電気 設備	トロッピー線の改良及び新設	当該年度における減価償却費に相当する額

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「里親認定等省令」という。）」を削る。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条の第二項中「第十七号様式の二」を「第十八号様式」に改め、同条第二項中「第十七号様式の三」を「第十九号様式」に改め、同条第三項中「第十七号様式の四」を「第二十号様式」に改め、同条第四項中「第十七号様式の五」を「第二十一号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に改める。

第十七条中「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第二十条中「第二十三号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二十一条の見出しを「（児童自立生活援助事業等開始届書等）」に改め、同条第一項中「児童自立生活援助事業開始届書（第二十四号様式）」を「児童自立生活援助事業等開始届書（第二十五号様式）」に改め、同条第二項中「児童自立生活援助事業変更届書（第二十五号様式）」を「児童自立生活援助事業等変更届書（第二十六号様式）」に改め、同条第三項中「児童自立生活援助事業廃止（休止）届書（第二十六号様式）」を「児童自立生活援助事業等廃止（休止）届書（第二十七号様式）」に改める。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条中「第三十一号様式」を「第三十四号様式」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条第一項中「第二十九号様式」を「第三十二号様式」に改め、同条第二項中「第三十号様式」を「第三十三号様式」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条第一項中「第二十七号様式」を「第三十号様式」に改め、同条第二項中「第二十八号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条を第二十四条とする。
第二十一条の次に次の二条を加える。

（一時預かり事業開始届書等）

第二十二条 法第三十四条の十一第一項の規定による届出は、一時預かり事業開始届書（第二十五号様式）によらなければならない。

2 法第三十四条の十一第二項の規定による届出は、一時預かり事業変更届書（第二十六号様式）によらなければならない。

3 法第三十四条の十一第三項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届書（第二十七号様式）によらなければならない。

（養育里親名簿の登録の申請書等）

第二十三条 省令第三十六条の三十七第一項及び第二項の規定による申請書の提出は、養育里親名簿登録申請書（第二十八号様式）により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事にしなければならない。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿に登録すること（省令第三十六条の三十七第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として養育里親名簿に登録すること）の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親調査書（第二十九号様式）を添付し、知事に進達しなければならない。

3 省令第三十六条の三十八第二項の規定による通知は、前項の進達をした児童相談所長を経由して行うものとする。

第十五号様式中「第14条」を「第12条、第14条、第15条」に、「第13条第1項、第14条」を「第14条第1項、第15条」に改める。

第十六号様式中「第14条」を「第12条、第14条、第15条」に、「第13条第2項、第14条」を「第14条第2項、第15条」に改める。

第三十一号様式中「第24条」を「第26条」に改め、同様式を第三十四号様式とする。

第三十号様式中「第23条」を「第25条」に改め、同様式を第三十二号様式とする。

第二十九号様式中「第23条」を「第25条」に改め、同様式を第三十一号様式とする。

第二十八号様式中「第22条」を「第24条」に改め、同様式を第三十号様式とする。

第二十七号様式中「第22条」を「第24条」に改め、同様式を第三十号様式とする。

第二十六号様式中「第21条」の次に「第22条」を加え、「児童自立生活援助事業廃止（休止）届書」を「児童自立生活援助事業等（一時預かり事業）廃止（休止）届書」とし、「児童自立生活援助事業等（一時預かり事業）を」と改め、「第34条の3第3項」の次に「（第34条の1第3項）」を加え、同様式の記中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記に1として次のように加える。

1 事業の種類及び内容

第二十六号様式を第二十七号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
（電話番号）
氏 名 ㊟

養育里親名簿登録申請書

養育里親になりたいので、児童福祉法施行規則第36条の37第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

希望する養育里親の種類		専門里親でない養育里親		専門里親	
氏 名	申請者との続柄又は関係	性 別	生 年 月 日	職 業	健 康 状 態
申請者		男・女	年 月 日		
1		男・女	年 月 日		
2		男・女	年 月 日		
3		男・女	年 月 日		
4		男・女	年 月 日		
5		男・女	年 月 日		
6		男・女	年 月 日		
養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日			年 月 日		
養育里親になることを希望する理由					
一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨					
従前に里親であつたことがある場合にはその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名					
児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当する事実					
児童福祉法施行規則第1条の36第3号の要件に該当する事実					
専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日			年 月 日		

注1 該当する には、√印を記入すること。

2 「児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当する事実」、「児童福祉法施行規則第1条の36第3号の要件に該当する事実」及び「専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日」の欄は、専門里親として養育里親名簿の登録を受けようとする場合に記入すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 申請者及びその同居人の履歴書

(2) 申請者の居住する家屋の平面図

(3) 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

(4) 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(5) 専門里親として養育里親名簿の登録を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類及び専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第29号様式 (第23条関係)

養育里親調査書

(表)

調査機関	調査年月日		(1) 年 月 日	(2) 年 月 日
	住所	養育里親申込者 (男・女)		
氏名	養育里親申込者 (男・女)	養育里親申込者 (男・女)		
年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)		
職業				
経歴				
健康状態				
申込動機				
児童養育の熱意及び方針				

養育里親申込者に関する事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(裏)

同居人の状況等	氏名	続柄又は関係	性別	生年月日	年齢	健康状態	経歴	職業・就学状況
	1		男・女	年 月 日				
	2		男・女	年 月 日				
	3		男・女	年 月 日				
	4		男・女	年 月 日				
同居人の児童養育に対する考え方	5		男・女	年 月 日				
	同居人の児童養育に対する考え方							
家庭の経済状況								
	住居の状況							
近隣の地域的・社会的状況								
	その他							
その他								
	その他必要と思われる事項							

調査の結果、次の理由により適当と認めます。

年 月 日

調査機関の意見

児童相談所長 印

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭